

特別監査結果報告書

監査の概要

【監査事項】

平成 18 年 9 月 8 日、三豊市土地開発公社理事長より、平成 16 事業年度高瀬町土地開発公社会計及び平成 17 事業年度三豊市土地開発公社会計について、三豊市土地開発公社定款第 7 条第 4 項において準用する民法第 59 条の規定に基づく特別監査の依頼があったので、平成 18 年 9 月 6 日開催の平成 18 事業年度第 5 回三豊市土地開発公社理事会において議題となった、「原下工業団地の会計処理」に関する事項について、依頼のあった両事業年度にわたり監査を実施したものである。

【監査の方法】

原下工業団地における会計処理のうち、次の項目について、差引簿を基に、請求書、領収書等証拠書類及び預金通帳並びに工事関係については関係設計書等を確認して実施したものである。

(1) [REDACTED] 「土地売買」に関することについて

■監査において確認した書類等については、以下のとおりである。

- 1) 仮契約書（土地売買）H16. 5. 10 保証金 1 千万円
- 2) 原下工業団地ボーリング調査について（伺い）H17. 9. 21
- 3) 原下工業団地ボーリング調査見積書（日付不詳）[REDACTED]
- 4) 原下工業団地ボーリング調査報告書（H17. 10）[REDACTED]
- 5) 土地売買契約書（H17. 11. 14）代金 1 億円
- 6) [REDACTED] 新築工事基礎形式の見解書（2005. 12. 9）
- 7) 土地所有権移転登記（H17. 12. 13）登記簿謄本
- 8) 工事請負契約の締結について（伺い）H17. 12. 13
- 9) [REDACTED] 見積書（H17. 12. 13）
- 10) [REDACTED] に対する注文書（2005. 12. 14）
- 11) [REDACTED] 注文請書（2005. 12. 14）
- 12) [REDACTED] 年末挨拶及び現況説明（H17. 12. 27）
- 13) 請求書（2006. 2. 24）
- 14) 平成 16 年高瀬町土地開発公社理事会会議録（不存在）
- 15) 平成 17 年高瀬町土地開発公社理事会会議録（計 5 回開催）
- 16) 平成 16 事業年度高瀬町土地開発公社事業計画及び予算（不存在）
- 17) 平成 17 事業年度高瀬町土地開発公社事業計画及び予算
- 18) 預金通帳（[REDACTED]・[REDACTED]）
- 19) 支払伝票（請求書・領収書等）
- 20) 現金差引簿（電子データ）

- 21) 工事請負契約の締結について (伺い) H17.12.13 残土処分工事
- 22) ████████見積書 平成17年12月13日 残土処分工事
- 23) ████████注文書 2005.12.14 残土処分工事
- 24) ████████注文請書 2005.12.14 残土処分工事
- 25) ████████請求書 2006.2.24 残土処分工事

(2) ████████と締結した「物件移転等補償契約」に関することについて

■監査において確認した書類等については、以下のとおりである。

- 1) 土地売買契約の締結について (伺い) H9.2.7 (日付鉛筆書き)
- 2) 土地売買に関する契約書 (H9.2.7) 368,890,000 円
- 3) 用地補償契約の締結について (伺い) H17.11.11
- 4) 物件移転等補償契約書 (H17.11.11) 6,643,554 円
- 5) 領収書 (H17.12.21) 6,643,554 円
- 6) 預金通帳
- 7) 支払伝票
- 8) 現金差引簿 (電子データ)

※補償額の見積に関する書類は不存在であった。

(3) 進入路工事の施工に関することについて

■監査において確認した書類等については、以下のとおりである。

- 1) 平成16年度原下工業団地進入路整備工事実施設計書 (██████)
- 2) 工事施行伺いについて (H16.9.29)
- 3) 現場説明書 (H16.10.7) 7社参加
- 4) 指名競争入札予定価格表 (設計金額と工事価格一致せず。)
- 5) 入札要記 (H16.10.14 執行) 18,400,000 円・██████落札
- 6) 工事請負契約の締結について (伺い) H16.10.15
- 7) 工事請負契約書 (H16.10.15) 19,320,000 円
- 8) 着工届 (H16.10.15)
- 9) 変更設計 (本工事費内訳書のみ) 作者不詳
- 10) 前払い金支払いについて (伺い) H16.10.26 7,728,000 円 (40%)
- 11) 工事請負変更契約締結について (伺い) H17.2.14
- 12) 工事請負変更契約書 (H17.2.14) 9,789,150 円
- 13) 竣工届 (H17.3.18) 29,109,150 円
- 14) 工事成績報告書 (H17.3.24)
- 15) 竣工検査復命書 (H17.3.24)
- 16) 預金通帳
- 17) 現金差引簿 (電子データ)

※現金支払を行った証拠書類は不存在であった。

監査の結果

1. [] 「土地売買」に関することについて

16) の平成 16 年事業度高瀬町土地開発公社事業計画及び予算、14) の平成 16 年度高瀬町土地開発公社理事会会議録が不存在であり、[] の誘致に関する事項が確認できない。

17) の平成 17 事業年度高瀬町土地開発公社事業計画及び予算において、平成 17 事業年度高瀬町土地開発公社予算説明書のうち、資本的収入及び支出の土地造成事業費が 25,800 千円計上されており、その内工事費は 8,000 千円で、内訳は災害復旧費と水路改修となっている。

これを、15) の平成 17 年高瀬町土地開発公社理事会会議録、平成 17 年 4 月 1 日開催の第 1 回理事会会議録で確認すると、進入路突き当りから右に向かって施行する水路、延長 200m で事業費 4,000 千円、あとは台風で被害を受けた砂防堰堤の東側の復旧工事であると説明している。

さらに、理事会は第 5 回まで開催されているが、いずれの理事会にも、[] [] において施行した 2) の原下工業団地ボーリング調査、及び 10) の注文書に係る事業は、事業計画、事業予算とも議案として提案されておらず、正規の手続きを経た事務処理とは言い難い。

なお、これ以外に、残土処理に関する経費も支出されているが、同様に理事会の手続きがとられていない。

そもそも、事業費が 19,950,000 円の工事の場合、競争入札を実施することにより発注者に有利な契約を行うところであるが、[] の工場建設のための基礎杭工事であったため、競争入札を行うことなく [] と契約を行っている。

さらに、契約金額の元になる設計についても、本来、高瀬町土地開発公社が作成したもので入札を行うところであるが、工事施工者である [] の見積書によって契約を行っている。

13) の請求書を受領し、平成 18 年 2 月 28 日に 19,950,000 円を [] に支払っているが、竣工届、竣工検査復命書など、確実に契約事項が完了していることを確認した書類が存在していない。

12) の [] 年末挨拶及び現況説明では、土地購入時には [] は杭が不要と考えており、[] の [] 氏も個人的に大丈夫と思っていたようである。

しかし、[] の建築技術者の判断で杭支持となったようで、この説明の翌日である平成 17 年 12 月 28 日付けで、[] に対し「原下工業団地における地盤改良について」として、その費用を高瀬町土地開発公社が負担する旨の文書を提出している。

しかし、これは [] からの要請により、文書のみを後日提出したもの

であり、実際の工事は2)の平成17年9月21日に伺いを行った段階で始まっている。

21)によって残土処分工事の執行伺いが行われているが、これについても理事会の手続きを経していない。

また、これら一連の手続きについても、8)から始まる地盤改良工事と同様、発注者において設計書は作成しておらず、適正な価格であることの証明ができない。

さらに、この残土処分に関する関係書類を見ると、この残土には鉛などの有害物質が含まれているため、単に残土としての処分ができず、これらの有害物質を取り扱う処理場に持ち込んで処理をしている。

これらの有害物質の発見、及びその後の関係住民等に対する対応に関する書類が不存在であり、適切な対応が行われたか否かについての確認できない。

2. ██████████と締結した「物件移転等補償契約」に関することについて

1)により、██████████と土地売買契約を締結したのは平成9年2月7日である。

本来であれば、土地売買の段階でその土地に存在する物件等移転補償契約を締結すべきであるが、4)のように、それから8年後の平成17年11月11日に契約を締結している。

平成17事業年度高瀬町土地開発公社事業計画及び予算、平成17年高瀬町土地開発公社会議録を確認しても、この契約締結については事業計画に盛り込まれておらず、従って予算の議決も得られていない。

よって、正規の手続きを経た契約、及び代金の支払いとは認め難い。

また、三豊市土地開発公社担当からの聞き取りによれば、この契約は、土地売買契約時点から高瀬町の土地開発公社担当者によって、代々口頭で引き継がれてきたとのことである。

4)の、平成17年11月11日に締結した物件移転等補償契約、6,643,554円については、補償物件の調書が不存在であり、適正な価格で契約できたことが証明できない。

また、同契約書中、別表第1に記載された、桃451,575円、筍773,485円、栗227,470円、柿470,565円、杉1,292,550円という1,000㎡あたりの単価の正当性、並びに同数量についても確認できない。

5)の領収書により、代金6,643,554円が現金で支払われているが、通常、現金による支払いは考えにくい。

3. 進入路工事の施工に関することについて

1)の進入路工事実施設計において、設計額は工事価格で21,000,000円となっている。

しかし、4)の指名競争入札予定価格表では、21,180,000円となっており、不整合が見られる。

7)の工事請負契約も、21,180,000円によって入札された19,320,000円で締結されており、整合性が証明できる設計書が存在しない。

9)において変更設計が作成されているが、実施設計を作成した[]に電話で確認したところ、[]では実施設計のみを行っており、その後の設計は行っていないという返答であった。

従って、この変更設計は、技術者がいない高瀬町土地開発公社において誰が作成したのか、設計書の客観的な信頼性について確認できない。

17)の現金差引簿と16)の預金通帳を照合したところ、現金で支出され、証拠書類が存在しない支出があることが判明し、これについて、三豊市土地開発公社の担当者が、当時の高瀬町土地開発公社担当者に、その事情を聞き取りした経緯を確認した。

それによると、現金での支払いは、計12回におよび、総額4,716,156円になる。

聞き取り報告書によれば、そのうち、2件966,000円は看板設置費及び同看板照明工事費であり、3件837,000円は高瀬町内の業者に水質検査業務をさせたものようである。

残りの、7件2,913,156円については、進入路工事において実際の設計額をオーバーすることが平成17年度になって判明し、理事会での手続きをとれないため、工事施工者である[]と相談し、平成17年度において件数を分割し、別名目にて支払うこととしたようである。

また、この支払いについては、[]からの要求により、現金で支払ったとのことである。

監査の意見

特定団体の経理、事務を行うためには、会計基準、事務処理基準等の関係規程に基づいて行われるべきところであるが、高瀬町土地開発公社においては、町の規定に準拠するという慣例はあったものの、団体としての規程は整備されていなかったことが判明した。

まず第一に、このような環境下において事務処理が継続され、その間、関係者による是正措置が行われず、その責務を果たすことなく今日に至ったことは、誠に遺憾である。

また、当然にして保管されていなければならない文書を亡失し、さらに、公金であることを忘れ、極めて閉鎖的、かつ独善的な考えから、当事者のみの判断によって支出が行われたことは、その公社に発生した債務が自治体によって負担されたものであるという意識が欠如していたことに起因すると思われ、極

めて遺憾である。

今後は、事務処理に関する規程の整備及び公金に対する職員の意識改革と必要な研修など、再発防止に向けた取り組みを徹底し、適正な事務の執行に務めるべきである。

「土地売買」に関しては、公社の事業計画及び予算を決定する理事会での手続きが経られておらず、公社執行部の判断のみで契約が締結され、代金の支払いが行われている。

また、通常、土地開発公社が行う工事の場合には、発注者側によって設計書が作成され、それに基づく予算を担保として工事が発注されることになるが、本件の場合には、施工者側が作成した見積書によって契約が行われている。

従って、発注者が本来行うべき事務を放棄した結果において締結された契約と言わざるを得ず、契約金額が適切であったか否か証明できない。

また、竣工検査も行われておらず、契約行為が履行されているかの確認もされていない。

さらに、これら売り渡した土地に関することについては、その売買契約の段階で様々な協議と確認がされているべきであり、所有権移転後において、念のために杭打ちをするという判断が行われ、かつ、後日、その費用負担を高瀬町土地開発公社が行う旨の文書を提出したのは、その手順が極めて不適切であったと考える。

また、の誘致に際し、計 11 回にわたり 100 万円を超える接待が行われている。

内容を見てみると、地元対策としての研修も行っているものの、大半はとの懇親会が行われたものであり、宿泊費まで含まれている。

いかに誘致をする立場と言えども、土地売買代金 1 億円の取引にしては、いささか限度を超えた基準及び金額の接待が行われたと考えられる。

今後においても、必要経費として接待費の支出が想定されるが、事前の支出伺いを確実にし、双方の出席者を明らかにして実施するなど、節度をわきまえた対応が望まれる。

21) の執行伺いによって始まる残土処分工事については、工事施工者であるの作成した見積書によって契約を行っている。

これについても基礎工事同様、9,345,000 円という事業費の規模から、当然にして発注者である高瀬町土地開発公社によって設計が行われ、その予算が理事会において承認されて契約されるべきであった。

また、この残土処理は、鉛を含む有害物質であったために有害物質処理として行われたものであるが、土地開発公社という公共性に鑑み、単に掘り出された有害物質の処理だけではなく、県当局と協議し、この場所に同様の有害物質がさらに存在するのか、それとも全量処理されたのか、関係住民への影響と説

明責任など、公務員としての適切な対応がとられるべきであり、今回のように、別の事案でこのことが明らかになるようなことは、極めて遺憾である。

と締結した「物件移転等補償契約」に関しては、本来、補償物件は土地と一体的に存在するものであり、土地売買から約 8 年も経過した段階で行われることは極めて不自然である。

まず、この契約と支出は、平成 17 事業年度の事業として事業計画に盛り込まれておらず、予算措置も行われていない。

その後においても、補正予算を議決した事実は確認できず、理事会での正規の手続きを経ない契約行為である。

なお、契約金額の 6,643,554 円についても、物件調書が残されておらず、その額が適切なものかどうか確認できない。

然るに、この契約は甲と乙の合意に基づいて締結されたものであるとしても、正規の手続きを無視して契約を締結した当時の理事長の責任は極めて重い。

進入路工事の施工に関しては、保存されている設計書からは、最初の発注の段階から工事価格と入札予定価格において相違があり、その真実はこの監査では不明である。

また、専門技術者を置かない発注者は、設計や監理業務を外注することによって行うのが通例であるが、本件の場合は、実施設計書は外注しているものの、変更設計書及び工事の竣工を確認する段階での設計は外注していない。

従って、工事費が適正なものであるかどうかの確認ができず、契約の信頼性において疑義が残る。

差引簿と預金通帳及び証拠書類を照合したところ、現金で支払いされ証拠書類が存在しないものがあることを、報告書によって確認した。

その報告によれば、進入路工事において実際には工事費が竣工認定を行った事業費を実際にはオーバーしており、そのオーバーした工事費を、平成 17 年度において名目を変更して支出したとのことである。

この報告に基づいて判断すれば、当然、進入路工事の工事費として理事会で補正予算を成立させ、それが年度を過ぎたとしても、事実に基づいて処理すべきであったが、それが隠滅状態に置かれ、しかも別名目で支出されたことは極めて不適切な処理が行われたと判断せざるを得ない。

また、正規の設計書が作成されておらず、理事会の手続きも経ていない以上、この別名目で支払った 7 件の工事費 2,913,156 円についても、それが正当な高瀬町土地開発公社の債務であったかどうかは疑問である。

この監査においては、会計書類などが不存在、あるいは作成されていなかったため、予算執行の事実を確認し難いものがあったことは、誠に遺憾である。


今後は、会計書類などを厳正に整備、管理するよう求めるものである。

最終的には、極めて重大な誤りによって成されたとみなされる支出については、高瀬町土地開発公社が被った損害額とすることが相当と判断する。

また、なお執行の事実が確認できないものについても、執行の事実がないものとして取り扱うことも考慮すべきである。

平成 18 年 9 月 13 日

三豊市土地開発公社

監事 徳 永 正 

監事 福 田 稔 